平成２６年（フ）第１７４号
大阪市北区浪花町６番７号、事業所所在地大阪市北区天神橋２―２―２　K．D．K天満ビル１Ｆ
債務者　ほおぷ堂こと　奥地　　潤
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４４号
大阪市西区江戸堀２丁目６番37―501号
債務者　島村　秀忠
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２４号
大阪市平野区喜連西６－２―55　大阪市更生療育センター内、住民票上の住所大阪府池田市井口堂２丁目７番17―Ｃ号
債務者　岸添　時男
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３７号
大阪府吹田市豊津町56番５―102号
債務者　緒方千恵子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４２号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目７番７号　グランドハイツシャイン101号、前住所大阪市住之江区西加賀屋４丁目６番24号
債務者　吉岡　正雄
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５２号
大阪市西区西本町２丁目５番23―1006号、前住所大阪市中央区瓦屋町１丁目８番22―403号
債務者　田村仁希子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７３号
大阪市城東区蒲生１丁目10番22―503号、前住所大阪市都島区都島中通２丁目19番14号
債務者　中村　保恵
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７８号
大阪府摂津市千里丘７丁目10番32―508号　千里サザンテラス
債務者　上田　年志
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０８号
大阪府寝屋川市打上高塚町１番３―928号
債務者　延川　朝英
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４号
広島県福山市南本庄２丁目12番16号
債務者　近藤　初代
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
　　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２４０９号
名古屋市中川区荒中町114番地の１　セザール高畑203号
債務者　比嘉ケイ子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地３棟201号
債務者　牛島　康仁
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９号
愛知県春日井市西山町1617番地４　市営道場山住宅Ｅ棟305号
債務者　宮久保ケイ子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８号
群馬県渋川市石原1223番地25
債務者　武田　千明
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０号
群馬県前橋市富士見町原之郷702番地７
債務者　木村　孝行
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１号
群馬県前橋市荒子町935番地１　ヴェル・カーサ104号
債務者　周藤　勝美
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２号
群馬県前橋市総社町２丁目11番地25
債務者　安本　裕幸
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係